

山梨県公報

第二千三百九十五号

平成二十六年

三月三日

月 曜 日

目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一〇五
○県営土地改良事業計画の決定	一〇五
○換地計画の決定	一〇五
○随意契約の相手方の決定について	一〇五
○平成二十六年二級建築士試験の実施	一〇六
○平成二十六年木造建築士試験の実施	一〇七
○平成二十六年五月二十二日付第九十九号中	一〇八

告示

山梨県告示第七十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定する区域 中巨摩郡昭和町西条字山宮地三百五十八番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(西野原地区県営農村地域防災減災事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年三月四日から同年四月一日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十六年四月二日から同年四月十六日まで

山梨県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(笛吹川左岸地区八代北工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年三月四日から同年四月一日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十六年四月二日から同年四月十六日まで

公告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年三月三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県税務システム用サーバ機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十五年十二月二十六日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社JEC C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 契約金額
三千四百三十三万九千七百二十円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 平成二十六年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十六年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十六年三月三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 試験日時
1 学科の試験
平成二十六年七月六日（日）午前十時から午後五時十分まで
2 設計製図の試験
平成二十六年九月十四日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込み手続

- 1 郵送による受験申込み
(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

- (1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出することができるもの
- (2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みが出来ない場合で、勤務先の証明書、住民票等の別に案内する書類を提出することができるもの

- (二) 受験申込み受付期間
平成二十六年三月十七日（月）から同月三十一日（月）まで
- (三) 受験申込み方法

(四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること（平成二十六年三月三十一日までの消印のあるものに限る。）。

- (四) 受験申込書の請求先及び提出先

〒一〇四―〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目十四番一号 公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）本部

- 2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

- (一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十六年三月二十四日（月）午前十時から同年三月三十一日（月）午後四時まで

- (二) 受験申込み方法

センターのホームページ（<http://www.jaetc.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

- 3 受付場所への持参による受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

- (一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十六年四月十日（木）から同月十四日（月）までの毎日、午前十時から午後五時まで

- (二) 受験申込書の請求先及び提出先

〒四〇〇一〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十六年十二月四日（木）を予定している。なお、学科の試験については、同年八月二十六日（火）を予定している。

五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、平成二十六年六月十一日（水）頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。
- 2 詳細については、センター（電話〇三一五五二四―三一〇五）に問い合わせると。

● 平成二十六年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十六年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十六年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

1 学科の試験

平成二十六年七月二十七日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成二十六年十月十二日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を提出することができるもの

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申

込みが出来ない場合で、勤務先の証明書、住民票等の別に案内する書類を提出することができるもの

(二) 受験申込み受付期間

平成二十六年三月十七日（月）から同月三十一日（月）まで

(三) 受験申込み方法

(四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること（平成二十六年三月三十一日までの消印のあるものに限る。）。

(四) 受験申込書の請求先及び提出先

〒一〇四一〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目十四番一号 公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十六年三月二十四日（月）午前十時から同月三十一日（月）午後四時まで

で

(二) 受験申込み方法

センターのホームページ（<http://www.jaiec.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十六年四月十日（木）から同月十四日（月）までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

〒四〇〇一〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十六年十二月四日（木）を予定している。なお、学科の試験については、同年九月九日（火）を予定している。

五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、平成二十六年六月十一日(水)頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。
- 2 詳細については、センター(電話〇三―五五二四―三一〇五)に問い合わせるこ

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成十二年五月二十二日付山梨県告示第二百七十三号(山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額)

三三八 上 十六

(平成十二年山梨県条例 第二十四号) (平成十二年山梨県条例 第二十五号)